

NPO法人 神奈川県アーチェリー協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人 神奈川県アーチェリー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、神奈川県におけるアーチェリー競技者の統一団体として、アーチェリーに関する事業を行い、アーチェリーを通して、健康的で明るく、心豊かな生活を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 競技会の開催に係る事業
 - ② 競技力向上対策に係る事業
 - ③ 国民体育大会選手派遣に係る事業
 - ④ 各種講習会開催に係る事業
 - ⑤ 中央競技団体との連携・協力に係る事業
 - ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 広告掲載事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 法人の構成員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、神奈川県内に於いて組織された団体（クラブ）を代表する者、並びに神奈川県高等学校体育連盟アーチェリー専門部を代表する者
- (2) 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- (4) 名誉会員 この法人に特別の功労があった者で、総会において推薦された者

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長はその者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は名誉会員を除き、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理 事 15名以上25名以内（会長および副会長を含む）

監 事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、1名を法上の理事長とし、若干名を副会長、副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 会長、副会長、理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれてはならない。又、当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 会長は、この法人の象徴として、アーチェリー発展のための活動を理事会の承認を得て行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前第2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前第3号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期終了後後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は報酬を受けることができない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 事業報告および決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金および会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他、この法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項、第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員および議長を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項および第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事または正社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該規定につき正社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。
- 3 前第2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の議決があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から、会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長を選任する理事会の招集については、あらかじめ総会において指名した理事により招集する。
- 3 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準および手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
 - (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定した者に帰属するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公 告

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	関 政敏
副 会 長	塩谷 雅紀
理 事 長	池田 幸一
副理事長	高木 正之
理 事	大竹 肇
同	大西 敏夫
同	大貫 洋治
同	堀 泰三
同	須田 敏勝
同	川村 栄一
同	田畑 芳宏
同	長網 雄次
同	辰己屋 豊
同	田代 清隆
同	井上 順二
同	浅川 佑亮
同	橋本 浩子
同	山中 祐大
同	菊池 綾乃
同	安田 政樹
監 事	川西 大介
同	田中 澄男

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

	個 人	団 体
正 会 員	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
賛助会員	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
名誉会員	0円	0円

(2) 会 費

	個 人	団 体
会 員	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
賛助会員	1 口 5, 0 0 0 円 (1 口以上)	1 口 1 0, 0 0 0 円 (1 口以上)
名誉会員	0 円	0 円

2019 年 7 月施行

2022 年 5 月改定